

○財務省告示第七十二号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十五年二月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年三月十二日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百二十五回）

二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律

三 振替法の適用 第一百一号）第二条第一項  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし  
、価格競争入札において募入  
の決定を受けた各申込みの応募  
価格を募入額により加重平均し  
て得られる価格をその発行価格  
とするものによる発行（以下「非  
競争入札発行」という。）、価格  
競争入札と同時に行われる入札

五

方募

イ

入 価 法 入  
札 格 決  
発 競 定  
行 争 の

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場 だ  
入 場 も 加 ` た 価 格 国 定 特 であ  
札 特 の 者 財 後 格 競 債 め 別 っ  
発 別 に 者 務 に 格 争 市 る 参 て、  
行 加 参 と 大 行 入 札 特 の 者 財  
一 者 発 臣 が 札 行 別 に 者 務  
と 行 行 各 入 行 参 行 行 行 行  
い 一 限 国 札 の 行 加 行 行 行  
う 第 度 債 一 入 の 者 行 行 行  
。 二 額 市 一 入 の 者 行 行 行  
。 非 一 を 場 特 一 行 行 行 行  
格 下 額 特 一 行 行 行 行 行  
競 債 定 別 一 行 行 行 行 行

ハ ロ

入 価 非 者 特 国 札 非  
札 格 第 参 市 債 発 競  
発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争  
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 入

込 募 各 割 各 当 も 各  
み 限 国 り 申 申 申 申  
の 度 債 当 込 申 申 申  
応 額 市 てる の 申 申 申  
募 額 場 特 募 申 申 申  
を 圍 別 額 申 申 申  
割 内 参 額 を 案 分 割 割  
り 加 者 案 分 割 割  
当 一 一 案 分 割 割  
て 一 一 案 分 割 割  
る 一 一 案 分 割 割  
。 各 申 込 申 込 申 込

六

イ

発

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非  
札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競  
発 競 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争  
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 入

図 財  
る 政  
た 運  
め 営  
の に  
公 必  
債 要  
の な  
発 財  
行 源  
の の  
特 確  
例 保  
に を





十九	十八	十七	十六	十五	十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限

平成二十五年二月十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十七年二月十五日	利子を支払う。	て、その日以前六月に属する	を、支払期とし、各支払期におい	毎年二月十五日及び八月十五日
-------------	---------------	------	-------------	-------------	---------	---------------	-----------------	----------------

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$
 規定する期日について同じ。

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において）。